事業主および担当者の皆さまへ ～職場内で掲示や加入者の皆さまへ回覧してください～

いきいきつうしん

平成30年9月号

協会けんぽの平成29年度決算（見込み）のお知らせ

依然として医療費の伸びが賃金の伸びを上回り、協会財政の赤字構造は解消されていません。

平素より協会けんぽの取組にご理解いただき、誠にありがとうございます。
このたび、平成29年度の決算見込み（医療分）がまとまりましたのでお知らせいたします。

平成29年度決算はどういう内容ですか？

平成29年度は収入が9兆9,485億円、支出が9兆4,998億円となり、収支差はプラス4,486億円となりました。

収入は、前年度に比べ3,265億円の増加となりました。これは保険料を負担する被保険者の数が3.9%増加したこと、被保険者の賃金が0.6%増加したことにより、保険料収入が増加したことが要因です。

一方、支出は前年度に比べ3,765億円の増加となりました。支出の6割を占める保険給付費については、前年度から2,366億円増加していますが、これは加入者数が2.5%増加したことが主な要因です。

また、支出の4割を占める高齢者医療に係る拠出金等については、前年度から1,235億円増加しました。これは、高齢者医療費の伸びに加えて、近年、拠出金の伸びを抑制していたマイナス精算（拠出金等の概算納付分の戻り）の影響がなかったことが要因です。

この結果、29年度の収支差は、前年度から500億円の減少となりました。

収支差がプラスということは、協会けんぽの財政が良くなったのでしょうか？

29年度の決算見込みにおける収支差はプラスですが、保険料収入等の収入の増加に対し、保険給付費や拠出金等の支出の増加が上回っており、収支差が前年度から500億円減少しています。このように保険給付費の増加のほか、拠出金等について、制度改正※により伸びが抑制されている29年度においても大幅に増加し、**収支差は減少する傾向があることについて、十分留意が必要です。**

※　後期高齢者支援金計算における総報酬割の導入（これにより支援金負担（支出）が減少する）や退職者医療制度の新規適用の終了（これにより退職者給付拠出金負担（支出）が徐々に減少する）

協会けんぽの平成29年度決算見込み（医療分）

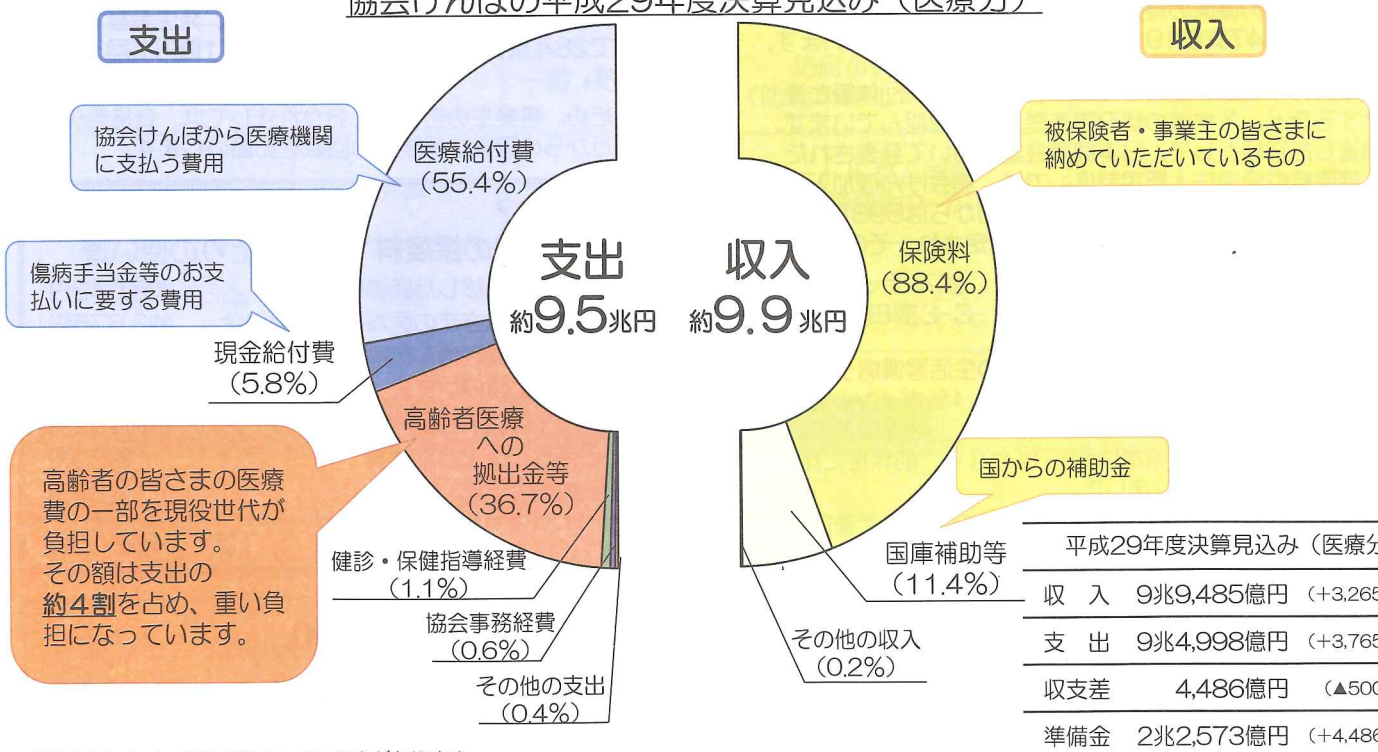

平成29年度決算見込み（医療分）		
収　入	9兆9,485億円	（+3,265億円）
支　出	9兆4,998億円	（+3,765億円）
収支差	4,486億円	（▲500億円）
準備金	2兆2,573億円	（+4,486億円）

※カッコ内は対前年度比

※端数整理のため、計数が整合しない場合があります。
※より詳しい決算見込みの内容は、協会けんぽのホームページに掲載しています。

協会けんぽの平成２９年度事業報告について

平成29年度の事業報告書を作成しましたので、その一部をご紹介いたします。

※平成29年度の事業報告書は、協会けんぽのホームページをご覧いただくか、協会けんぽ各支部へお問い合わせいただきますようお願いいたします。
※記載されている数値は、平成30年3月末時点のものです。

平成30年度に向けた取組

保険者機能強化アクションプラン（第4期）の策定

◆ 協会けんぽでは、3年間の中期計画である保険者機能強化アクションプランを定めており、平成30年度に向けて第4期プランを策定しました。協会けんぽの役割をレセプトや現金給付の審査・支払の適正化など、基盤的保険者機能と加入者の皆様の健康維持増進、地域の医療提供体制への意見発信など、戦略的保険者機能に分け、さらに組織体制の強化を加えた三本柱で目指すべき方向を定めています。これにより、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現が図られるよう努めます。

インセンティブ（報奨金）制度の導入

◆ 平成30年度に向けて、新たに「インセンティブ（報奨金）制度」を導入しました。この制度は協会けんぽの加入者及び事業主の皆様の取組に応じて、インセンティブ（報奨金）を付与し、それを「健康保険料率」に反映させるものです。全ての事業主、加入者の皆様の健康への取組が医療費適正化につながります。協会けんぽも皆様の取組を全力でサポートさせていただきますので、共に取り組んでいきましょう。

保健事業の推進

健康づくり意識の醸成を目指した取組(コラボヘルス)

◆ 事業主とのコラボヘルスの一つとして、健康宣言事業を行っています。健康宣言事業とは、事業主自らが従業員の健康づくりに取組むことを宣言し、事業主と協会けんぽが連携して、事業所の健康課題の解決や職場環境改善等、従業員の健康の維持増進を図る事業です。29年度末現在で、47支部19,567事業所が健康宣言しています。

◆ 健康宣言事業は、協会けんぽが自治体や経済団体等と連携するなど、各地域の状況等を踏まえて取組んでいます。関連した取組として、日本健康会議において発表された「健康経営優良法人認定制度」では、協会けんぽ加入の事業所の中から、中小規模事業所部門からは593事業所、大規模法人部門からは34事業所が認定され、その認定数は飛躍的に伸びています。

特定健診・特定保健指導の推進

◆ 平成29年度の40歳以上の被保険者の**生活習慣病予防健診実施率は49.6%**と、前年度に比べ1.1%ポイントの増加であり、着実に向上しています。また、被保険者に対する**特定保健指導実施率は13.7%**となり、前年度に比べ0.4%ポイント上回りました。

◆ 今後も事業主の皆さまや地方自治体との連携などを通じて、実施率向上に向けて取組んでまいります。

重症化予防対策

◆ 重症化予防の取組としては、生活習慣病予防健診の結果、治療が必要と診断されながら医療機関を受診していない方に対して、文書や電話で医療機関の受診をお勧めしています。29年度は約32万人の皆さまに受診をお勧めしました。

◆ 糖尿病性腎症患者の重症化予防については、糖尿病性腎症の患者であって、生活習慣の改善により重症化予防が期待される方に対して、医療機関と連携して保健指導を実施し、腎機能低下を抑制するとともに、高額な医療費が必要になる人工透析への移行を防止・延伸する取組です。29年度は、全支部において糖尿病性腎症患者の重症化予防に取組んでおり、733名の方に保健指導を実施しました。

医療費適正化の取組

ジェネリック医薬品の使用促進

◆ 平成29年度もジェネリック医薬品に変更した場合の自己負担分の軽減見込額を加入者の皆さま（1回目：約358万人、2回目：約345万人）にお知らせし、1回目では全体の約27.4%の方がジェネリック医薬品に変更されました。また、1回目では約187億円の医療費の軽減効果が得られました（2回目の効果は集計中）。

債権の発生防止のための保険証の回収強化

◆ 退職等の理由により資格を喪失したにも関わらず保険証を使用して医療機関等にかかった場合には資格喪失後受診となり、後日、協会が負担した医療費を返納していただくことになります。

◆ こうした資格喪失後受診は債権発生の大きな要因となっており、29年度の発生件数は150,673件、発生金額が36億円で28年度よりそれぞれ25,801件、1億円上回っております。

◆ このため、事業主の皆さまにおかれましては、資格喪失された方からの確実な保険証の回収をお願いします。

ご存じですか？
加入者の皆さまの保険料１万円当たりの使い道

◆ 病院等を受診した時の医療費	約5,543円
◆ 高齢者の皆さまの医療費への拠出金	約3,675円
◆ 病気で職場を休んだ際の手当金や出産した時の給付金	約575円
◆ 健診・保健指導経費	約109円
◆ 協会けんぽの事務経費	約59円
◆ その他の支出	約39円
計	10,000円

全国健康保険協会 山口支部
協会けんぽ
http://www.kyoukaikenpo.or.jp/

ＴＥＬ：083-974-0530（代表）
受付時間/平日8：30～17：15
〒754-8522 山口市小郡下郷312番地2 山本ビル第3

生活習慣病予防健診の集団（検診車）会場

お近くに健診実施機関が無い場合は、下記会場にて健診を実施しますので、ぜひご利用ください。
また、下記以外の会場もご用意でき次第、協会けんぽホームページへ順次掲載しますので、チェックをお願いします。

実施日	地域	健診の種類	実施場所施設名（所在地）	健診機関・連絡先
10月3日(水)	下関	一般健診	海峡メッセ下関（下関市豊前田町3-3-1）	ﾍﾙｽﾎﾟｰﾄｸﾘﾆｯｸ山口 092-622-0398
10月6日(土)	宇部		ヒストリア宇部（宇部市新天町一丁目１－１）	
10月11日(木)	下関	一般＋子宮	海峡メッセ下関（下関市豊前田町3-3-1）	福岡健康管理センター 092-611-6721
11月6日(火)	光	一般＋子宮	光市総合福祉センター　あいぱーく光（光市光井2-2-1）	
11月7日(水)	岩国		平安閣（リビエールへいあん）（岩国市麻里布町4-8-8）	
11月8日(木)	徳山		周南市文化会館（周南市徳山5854-41）	
11月14日(水)	宇部	一般健診	ノートルダム宇部（宇部市神原町2-7-1）	
11月20日(火)	山口	一般＋子宮	山口市民会館（山口市中央2-5-1）	
11月22日(木)	下関	一般健診	海峡メッセ下関（下関市豊前田町3-3-1）	
11月22日(木)	防府	一般＋子宮	防府市公会堂（防府市緑町1-9-1）	
12月14日(金)	宇部	一般＋子宮	ノートルダム宇部（宇部市神原町2-7-1）	
12月21日(金)	下関	一般健診	海峡メッセ下関（下関市豊前田町3-3-1）	

生活習慣病のリスクが見つかった方には「特定保健指導」をご案内します。

この健診は、生活習慣病のリスクの早期発見と、リスクが見つかった方の生活習慣を改善していくための特定保健指導を受けていただくことを目的としています。健診を毎年受診するメリットは、経年的な健康状態の変化を確認できることです。健診結果からメタボのリスクが高かった方40歳以上の方に、「特定保健指導」（保健師等による生活習慣改善のアドバイス等）実施しています。特定保健指導のご案内が届きましたら、是非ご利用ください。

『傷病手当金支給申請書』の記入注意点について
～第2回～

今回は、第2回として「事業主」が記入するページ（支給申請書の3ページ目）について掲載します。**事業主の証明範囲は、被保険者の「申請期間」と賃金計算の「締日」によって変わります。**下記例の申請期間や締日を基準に、特に記入誤りの多い①～③のポイントを掲載しましたので、参考としてご活用ください。

例　申請期間『9月1日～9月30日』、賃金計算の締日『25日』

事業主が証明するところ

被保険者氏名　協会　太郎

勤務状況　【出勤は○】で、【有給は△】で、【公休は公】で、【欠勤は／】でそれぞれ表示してください。①

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	出勤	有給
平成30年8月																										公	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	5日	0日
平成30年9月	公	公	／	／	／	／	公	公	／	／	／	／	公	公	／	／	／	／	公	公	公	公	／	／	／	／	公	公	公		31	0日	0日
平成30年10月	／	／	／	／	公	公	／	／	／	／	公	公	／	／	／	／	公	公	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	0日	0日

上記の期間に対して、賃金を支給しました(します)か？	給与の種類	賃金計算	
☑はい　□いいえ	□月給　□時間給　□日給　□歩合給　☑日給月給　□その他	締日	25日
		支払日	□当月　☑翌月　10日

上記の期間を含む賃金計算期間の賃金支給状況をご記入ください。

支給した(する)賃金内訳　区分＼期間 ②	単価	8月26日～9月25日分 支給額	9月26日～10月25日分 支給額	月　日～　月　日分 支給額
基本給	200,000	45,454円	0円	
通勤手当	10,000	10,000円	0円	
住宅手当	5,000	5,000円	0円	
手当				
手当				
手当				
現物給与				
計		60,454円	0円	

賃金計算方法(欠勤控除計算方法等)についてご記入ください。

●8月26日～9月25日
200,000円÷22日×5日出勤
＝45,454円（支給額）

通勤手当：全額支給済
住宅手当：全額支給済

●9月26日～10月25日
全欠勤のため、給与支給なし

上記のとおり相違ないことを証明します。③平成 30年 10月 26日　担当者氏名　○○

事業所所在地　山口市○○　1234－1

事業所名称　△△△　株式会社

事業主氏名　代表取締役　□□　□□　押印

電話番号　083（　123　）4567

①勤務状況

事業所として記載をいただく範囲は**8月26日～10月25日**になります。（締日基準）
※9月1日～9月30日のみの記載では、8月26日～8月31日、10月1日～10月25日の状況が分からないため、処理を進めることができません。

②賃金内訳

勤務状況と同様に、8月26日～10月25日の2か月分の状況が必要になります。**給与や手当の一部または全部が支給されている場合は「賃金計算方法」に記入**をお願いします。

③証明日

賃金計算の締日以降に記入することになるため、**10月25日以降の日付を記入**することになります。

限度額適用認定証をご利用ください！

７０歳未満の方は、限度額適用認定証を保険証と併せて医療機関等の窓口に提示すると、１か月（1日から月末まで）の窓口でのお支払いが自己負担限度額までで済みます。※1

※1　保険医療機関（入院・外来別）・保険薬局等それぞれでの取扱いです。そのため、同じ月に複数受診がある場合や、世帯合算・多数該当等に該当する場合は、高額療養費として払い戻しの対象になることがあります。詳しくは協会けんぽへご相談ください。

７０歳以上の方は、「高齢受給者証」を保険証と一緒に提示するのみとなっておりましたが、法改正により**平成30年8月診療分から「現役並み所得Ⅰまたは Ⅱ」に該当する方は、限度額適用認定証の提示が必要となりました。**まだお持ちでない方は、申請をお願いいたします。※2

※2　非課税の方につきましては、これまでと同様に限度額適用認定証の提示が必要ですので、お持ちでない方は申請をお願いいたします。

申請書等のご提出は郵送でお願いします。